

豊川市監査公表第17号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年3月26日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	奥	澤	和	行

## 別紙

# 定例監査の結果に関する報告

### 1 監査の対象部署

危機管理課

### 2 監査の範囲

令和4年4月1日～令和6年2月7日

### 3 監査の実施期間

令和5年12月27日～令和6年2月7日

### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

#### (1) 重点項目

ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について

イ 準公金の取扱事務について

#### (2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務に関する事務について

オ 人事に関する事務について

カ 組織に関する事務について

### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

#### (1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。